

(計量法施行規則の一部改正)

第九条 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「第二項第二項」を「第二項第五項」に改める。

(特定計量器検定検査規則の一部改正)
第十条 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号中「第二項第二項」を「第二項第五項」に改める。

(工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)
第十一条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「この請求」の下に「(以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」といふ。)を「意匠登録願の提出により同時に行つ場合」の下に「同法第四十二条第一項第一号の規定による第一号分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行つ場合」を加える。

(商標法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
第十二条 商標法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年通商産業省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則様式第六の備考1中「納付したときは、を」を「納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)第五条の規定による納付書によるときは、を」に「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱ひの特例に関する省令(昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」といふ。)」別紙第2号の2書式、を「歳入徴収事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)別紙第4号12書式、を」に「を」はるものとす、特例法施行規則第41条の6に規定する納付情報によるときは、「【申請書の表示】」の欄の「【子番号(帳簿番号)】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。」に改める。(弁理士法施行規則の一部改正)

第十三条 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に改める。

第二章 経過措置

(使用に基づく特例の適用の主張をする場合の手続)

第十四条 意匠法等の一部を改正する法律(以下「改正法」といふ)附則第八條第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張は、様式第一によりしなければならない。

2 改正法附則第八條第二項の規定による手続は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下「特例法施行規則」といふ)第三十四条の二の規定により指定された手続とみなす。

(使用特例商標登録出願の分割をする場合の手続)

第十五条 改正法附則第八條第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張を伴つ商標登録出願であつて、同条第二項各号のいずれにも該当するもの(以下「使用特例商標登録出願」といふ。)について商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第十条第一項の規定による商標登録出願の分割があつたときは、新たな商標登録出願について改正法附則第八條第一項の規定により使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、同条第二項の規定による手続において、その旨を申し出て、同項各号のいずれにも該当することを証する書類の提出を省略することができる。

(使用特例商標登録出願の変更をする場合の手続)

第十六条 使用特例商標登録出願について商標法第十一条から第三項までの規定による商標登録出願の変更があつたときは、新たな商標登録出願について改正法附則第八條第一項の規定により使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、同条第二項の規定による手続において、その旨を申し出て、同項各号のいずれにも該当することを証する書類の提出を省略することができる。

(他の使用特例商標登録出願がある旨の通知)

第十七条 審査官又は審判長は、改正法附則第八條第四項の規定により読み替へて適用する商標法第八條第五項の規定により二以上の使用特例商標登録出願に係る商標について商標登録を受けることができる場合において、当該使用特例商標登録出願の二以上について商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、当該商標登録出願人に対し他に商標登録を受けることができる使用特例商標登録出願がある旨及びその番号をそれぞれ通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、特例法施行規則第二十二條の四の規定により指定された通知とみなす。

(使用特例商標登録出願に係る承継の届出)

第十八条 商標法第十三條第二項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十四條第四項又は第五項の規定による使用特例商標登録出願についての承継の届出は、その承継が当該使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務とともにされたものである場合は、様式第二によりすることができる。

2 前項の規定による業務とともにされた承継の届出は、特例法施行規則第十条及び第三十條の規定により指定された手続とみなす。

第十九条 商標法第六十八條の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた使用特例商標登録出願により生じた権利を当該使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務とともに承継した者は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第九條の規定により国際登録の名義人の変更が国際登録簿に記載された日から起算して三十日を経過する日までに、様式第三の届出書を特許庁長官に提出することができる。

(小売等特例商標に係る商標権の設定の登録の方法)

第二十条 改正法附則第八條第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張を伴つ商標登録出願に係る商標(以下「小売等特例商標」といふ)について商標権の設定の登録をするときは、商標登録原簿には、商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)第五条又は第五条の二の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部に当該商標権が小売等特例商標に係る商標権であることを記録しなければならない。

第二十一条 改正法附則第八條第四項の規定により読み替へて適用する商標法第八條第五項の規定による同一又は類似の役務(改正法附則第四條の規定による改正後の商標法第二條第二項に規定する役務(以下「小売等役務」といふ)に限る。)について使用をする同一又は類似の二以上の小売等特例商標(以下「小売等重複商標」といふ)の二について使用をする同一又は類似の場合において、当該小売等重複商標の他の一についての登録商標があるときは、商標登録原簿には、前條の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部に当該商標権が小売等重複商標に係る商標権であることを記録しなければならない。

2 前項の規定により商標権の設定の登録をしたときは、他の小売等特例商標についての登録商標の第一表示部に小売等重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該小売等重複商標に係る商標権である旨を既に記録している場合には、記録することを要しない。

(小売等特例商標に係る商標権の分割等の登録の方法)

第二十一条 小売等特例商標に係る商標権について、商標登録令施行規則第九條又は第十一条の規定により登録をするときは、乙商標権の商標登録原簿の第一表示部には、小売等特例商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該商標権の分割又は分割移転により乙商標権のみが小売等特例商標に係る商標権となつたときは甲商標権の第一表示部に記録した小売等特例商標に係る商標権である旨を抹消し、甲商標権のみが小売等特例商標に係る商標権となつたときは乙商標権の第一表示部に小売等特例商標に係る商標権であることを記録することを要しない。

第二十三条 小売等重複商標に係る商標権について、商標登録令施行規則第九條又は第十一条の規定により登録をするときは、乙商標権の商標登録原簿の第一表示部には、小売等重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該商標権の分割又は分割移転により乙商標権のみが小売等重複商標に係る商標権となつたときは甲商標権の第一表示部に記録した小売等重複商標に係る商標権である旨を抹消し、甲商標権のみが小売等重複商標に係る商標権となつたときは乙商標権の第一表示部に小売等重複商標に係る商標権であることを記録することを要しない。

第二十四条 前二條の規定は、原商標権を三以上の商標権に分割又は分割移転する場合の登録の方法に準用する。